

# 日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準について

兵庫県立三木高等学校

日本学生支援機構の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、日本学生支援機構に推薦するものとする。

## 1 人物について

以下の(1), (2), (3)のすべてに該当すること。

- (1) 進学が明確で、希望する進学先及び将来の目標がある
- (2) 校則を遵守し、本校生徒にふさわしい学校生活を送っている
- (3) 思いやりの心を持って他の生徒と接するなど、豊かな人間性・社会性を備えている

## 2 健康について

以下の(1), (2)いずれかに該当すること。

- (1) 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる
- (2) 心身に障害や疾病がある場合であっても、修学に耐えられると見込まれる

## 3 学力及び資質について

(1)に該当すること。

ただし、社会的養護を必要とする生徒等は(2)に該当すれば、(1)に該当しなくてもよい。

(1) ①, ②のいずれかに該当すること。

① 以下のア, イいずれかに該当すること。

ア：調査書における学校成績概評が「A」に該当する

イ：上記に準ずる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる

② 以下のア～ウいずれかに該当すること。

または、ア～ウと類似の活動が認められ、かつ(I)か(II)のいずれかに該当すること。

ア：部活動を含む課外活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる

ウ：ボランティア、地域活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

(I) 調査書における学校成績概評が「B」に該当する

(II) 上記に準ずる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる

(2) 以下のア, イいずれかに該当すること。

ア：特定の分野において特に優れた資質能力を有する

イ：進学先での学修に対する意欲が認められる

## 4 家計について

生計を維持する者が以下の(1), (2)いずれかに該当し、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

ただし、社会的養護を必要とする生徒等は、以下の(1), (2)に該当しなくてもよい。

- (1) 市区町村民税所得割を課されていない(課税証明書等に記載の所得割額が0円)
- (2) 生活保護を受給している

(注) 社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下①～⑥の施設等に入所している生徒、または18歳時点で入所していた(もしくはしていることが見込まれる)生徒等をいう。

- ① 児童養護施設
- ② 児童心理治療施設
- ③ 児童自立支援施設
- ④ 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を営む者
- ⑤ 小規模住居型自動養育事業(ファミリーホーム)を営む者
- ⑥ 里親